

福岡県公報

令和元年11月22日
第 57 号

目次

告 示 (第429号 - 第433号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○令和元年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催	(畜産課)	2
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	6
○介護老人保健施設の廃止	(介護保険課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○河川法の規定に違反した工作物の除却	(河川管理課)	7

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	10
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	12
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	14
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	18
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	24
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	27

再 掲

○災害に伴う県税の期限の延長	(税務課)	31
○道路の区域の変更	(道路維持課)	31
○自転車歩行者専用道路の指定	(道路維持課)	32
○道路の供用の開始	(道路維持課)	32
○道路の区域の変更	(道路維持課)	32
○自転車歩行者専用道路の指定	(道路維持課)	32
○道路の供用の開始	(道路維持課)	33
○道路の供用の開始	(道路維持課)	33

告 示

福岡県告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	添田池線 赤池線	前	田川市大字弓削田3818番 12先から 田川郡糸田町1500番12先 まで	4.0 ～ 45.9	2601.7
			後	田川市大字弓削田3818番 12先から 田川郡糸田町1500番12先 まで	9.0 ～ 57.0	2768.0

福岡県告示第430号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように令和元年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木 1269 番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟
講習会開催期日	令和2年1月14日から同年2月14日まで (土日、祝日除く。)

福岡県告示第431号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の29・1の31（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の31（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の31（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の31（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第433号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成3年1月30日農林水産省告示第138号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・ビッグ久留米すわの店

(2) 所在地 久留米市諏訪野町1903番地21 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

早朝における業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。

室外機や排気口等は、住居・店舗等の立地状況を勘案しながら設置しているが、周辺住民等から苦情の申立てがあった場合には、適切に対処すること。

(3) 廃棄物に係る事項等

特になし

(4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

(5) その他

特になし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ久留米市高良内町店
 - (2) 所在地 久留米市高良内町2819番地1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等

特になし

- (2) 騒音の発生に係る事項

住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間の業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業については、作業員及び業者に対して、騒音防止の徹底に努めること。

夜間に発生するa地点(駐車場出入口付近)及びb地点(駐車場敷地境界)の騒音レベル最大値における基準超過は、来客車両走行音の影響と予測されていることについて、駐車場出入口付近及び駐車場内において、来店客等への騒音発生を低減するよう十分に周知徹底すること。また周辺住民等からの苦情の申立てがあった場合には適切に対応すること。

- (3) 廃棄物に係る事項

特になし

- (4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

- (5) その他

市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可にあたっては基準があるため、久留米市役所路政課(土木管理チーム)へ事前に相談の上、詳細図等を添付した申請書を提出し、許可を得ること。

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス宗像店

- (2) 所在地 宗像市赤間三丁目250番1 外12筆

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 あんくるふじや久留米店

- (2) 所在地 久留米市小森野四丁目7番33号

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大石堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
杉 保次	うきは市浮羽町古川597番地2
久保田 孝治	うきは市吉井町橘田42番地
河内 辰徳	うきは市吉井町若宮318番地1
高倉 正一郎	うきは市吉井町514番地1
東 米市	うきは市吉井町新治1013番地2
尾花 國廣	うきは市吉井町八和田535番地2
井浦 憲剛	うきは市吉井町江南104番地1
田中 福次	うきは市吉井町鷹取194番地1
柳 壽祥	久留米市田主丸町秋成614番地1
田籠 英美	久留米市田主丸町船越1120番地2
井上 敏實	朝倉市上寺675番地
西村 金一	久留米市田主丸町野田1664番地2
草場 繁	久留米市田主丸町殖木107番地1
石崎 邦彦	久留米市田主丸町田主丸1133番地2の第1
中野 善治	久留米市田主丸町以真恵218番地6
岩田 義文	久留米市田主丸町志塚島713番地3
高輪 俊教	久留米市田主丸町牧1196番地2
土師 豊城	久留米市田主丸町菅原140番地
永松 一守	久留米市田主丸町八幡433番地
田中 公友	久留米市田主丸町朝森622番地1
水落 洋明	久留米市大橋町常持239番地

2 退任監事

氏名	住所
手島 勝	うきは市吉井町生葉565番地1
長淵 朝幸	久留米市田主丸町長栖582番地1
益永 賢二	久留米市大橋町蜷川1307番地1

3 就任理事

氏名	住所
舎川 勝次	うきは市浮羽町古川648番地1
高山 進五	うきは市吉井町徳丸515番地3
園田 忠行	うきは市吉井町千年722番地1
高倉 保則	うきは市吉井町富永1449番地1
中川 直	うきは市吉井町生葉288番地
松竹 正剛	うきは市吉井町江南251番地
手島 敏徳	うきは市吉井町八和田814番地2
奥田 潔	うきは市吉井町長栖1305番地2
大熊 隆志	久留米市田主丸町長栖1855番地
立山 博文	久留米市田主丸町秋成801番地1
大熊 勝径	朝倉市上寺686番地2
牧原 茂利	久留米市田主丸町常盤1190番地2
田中 義邦	久留米市田主丸町野田1190番地3
林田 隆義	久留米市田主丸町豊城1489番地
井上 喜敬	久留米市田主丸町牧1246番地6
永松 廣幸	久留米市田主丸町志塚島460番地
木下 行輝	久留米市田主丸町志塚島202番地5
高山 浩一	久留米市田主丸町八幡1343番地2
馬田 泰	久留米市田主丸町菅原1544番地1
永松 和行	久留米市田主丸町朝森704番地
荒木 正宣	久留米市大橋町蜷川745番地

4 就任監事

氏名	住所
別府 二郎	うきは市吉井町千年302番地1
大崎 正博	久留米市田主丸町殖木415番地
宮原 義信	久留米市田主丸町八幡381番地1

公告

解散した清算法人朝倉町土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
市川 和平	朝倉市入地1681番地3
白水 堅志	朝倉市石成987番地
植田 善信	朝倉市長湊609番地3
柳原 一徳	朝倉市入地1715番地
池田 至	朝倉市古毛1700番地1
佐渡嶋 克己	朝倉市大庭1701番地
堀 倬造	朝倉市宮野220番地
久保山 晴正	朝倉市菱野1112番地1
田中 博康	朝倉市古毛2676番地
星野 恒道	朝倉市須川1743番地
稲富 一實	朝倉市須川1467番地1
半田 雄三	朝倉市多々連327番地1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小 川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	廃止年月日
---------	-----------	------------	--------	-------

介護老人保健施設	4052080142	介護老人保健施設すみれ 糸島市神在1378番地3	医療法人社団昭友会	令和元年10月31日
----------	------------	-----------------------------	-----------	------------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下川原・天神免地区土地区画整理準備組合代表から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小 川 洋

- 測量の種類
公共測量（基準点測量及び現況測量）
- 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
篠栗町大字和田字下川原、天神免の各一部	令和元年11月18日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小 川 洋

- 測量の種類
固定資産（写真地図作成）
- 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

大牟田市

令和元年11月1日から
令和2年3月31日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区日明	令和元年10月1日から 令和元年10月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区中曽根四丁目ほか	令和元年9月11日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市	令和元年10月4日から 令和2年7月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（区域B）糟屋郡宇美町桜原一丁目4958番6、4958番19、4958番20、4964番6、4964番12、4964番17及び4964番23から4964番26まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
長崎県長崎市五島町5番34-1203号
有限会社栄商事
代表取締役 高谷 信一

公告

名柄川水系名柄川に放置されている次の工作物は、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第

2号イの規定に違反しているので、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和元年12月23日までに撤去してください。

この期限までに所有者等が撤去しない場合は、本職又は本職が命じた者若しくは委任した者に当該工作物の除却を行わせるので、河川法第75条第3項の規定により公告します。

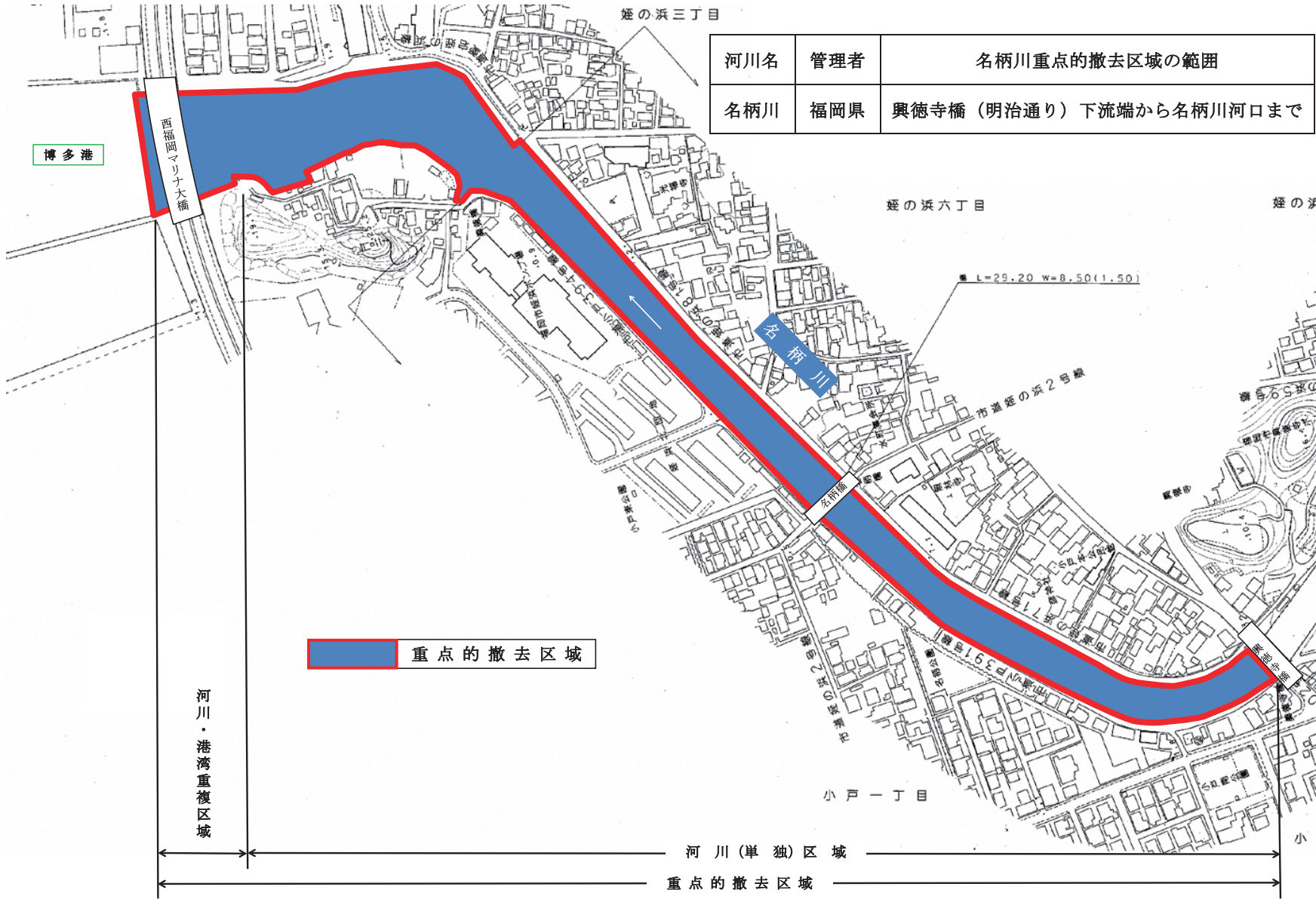
令和元年11月22日

河川管理者
福岡県知事 小 川 洋

放置工作物の種類	所 在 地	重点的撤去区域
梯子 ロープ 係留ブイ その他法令違反の工作物	福岡市西区小戸地先の河川区域内 (興徳寺橋(明治通り)下流端から河口までの重点的撤去区域両岸)	別図のとおり

連絡先 福岡県県土整備部河川管理課管理係 電話番号 092-643-3666
福岡県福岡県土整備事務所管理課管理第二係 電話番号 092-641-6581

別図 重点的撤去区域 【重点的撤去区域の延長は、約1.1km】



監査委員

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を学校法人九州産業工学園 九州産業大学附属九州産業高等学校等9団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年11月22日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	行	正	晴	實
同	岩	崎		勇
同	長		裕	海

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体：学校法人 九州産業大学付属九州産業高等学校等9団体
- (2) 監査対象期間：平成30年度
- (3) 監査実施期間：令和元年5月21日～令和元年6月27日
監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監査実施日
補助金等交付団体	学校法人 九州産業工学園	令和元年5月21日
	九州産業大学付属九州産業高等学校	
	学校法人 福岡文化学園 博多女子高等学校	令和元年5月23日
	学校法人 福岡文化学園 博多女子中学校	令和元年5月23日
	学校法人 福岡海星女子学院 福岡海星女子学院高等学校	令和元年5月24日
	学校法人 福岡海星女子学院 福岡海星女子学院附属小学校	令和元年5月24日
	学校法人 八女学院 八女学院高等学校	令和元年6月25日
	学校法人 八女学院 八女学院中学校	令和元年6月25日
	学校法人 大和学園 大和青藍高等学校	令和元年6月26日
	学校法人 九州電機工業学園 希望が丘高等学校	令和元年6月27日

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助に係る出納その他の事務が、援助の目的に沿って適正に執行されているか、意を用いて実施した。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年11月22日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三
同 行 正 晴 實
同 岩 崎 勇
同 長 裕 海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
 - (2) 監査対象期間：平成30年度
 - (3) 監査実施期間：令和元年5月28日～令和元年6月21日
- 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日	
健康増進課（病院事業）	令和元年6月11日～令和元年6月13日	
医療指導課（病院事業）	令和元年6月11日～令和元年6月13日	
企業局	管理課	令和元年6月18日～令和元年6月21日
	矢部川発電事務所（電気事業）	令和元年6月5日～令和元年6月6日
	苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	令和元年5月28日～令和元年5月30日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

3 監査の範囲

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況
- (2) 財務諸表の内容
資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年11月22日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三
同 行 正 晴 實
同 岩 崎 勇
同 長 裕 海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関
 (2) 監査対象期間：平成30年度
 (3) 監査実施期間：令和元年5月22日～令和元年7月4日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	令和元年6月18日～令和元年6月21日
朝倉農林事務所	令和元年7月2日～令和元年7月4日
八幡農林事務所	令和元年5月22日～令和元年5月24日
飯塚農林事務所	令和元年6月5日～令和元年6月7日
筑後農林事務所	令和元年6月11日～令和元年6月14日
行橋農林事務所	令和元年5月28日～令和元年5月30日
農林業総合試験場	令和元年5月22日～令和元年5月24日
農林業総合試験場資源活用研究センター	令和元年6月21日
農林業総合試験場豊前分場	令和元年5月30日～令和元年5月31日
農林業総合試験場筑後分場	令和元年6月21日
農林業総合試験場八女分場	令和元年6月21日
農業大学校	令和元年6月27日～令和元年6月28日
中央家畜保健衛生所	令和元年6月21日
北部家畜保健衛生所	令和元年6月25日～令和元年6月26日
両筑家畜保健衛生所	令和元年6月25日～令和元年6月26日
筑後家畜保健衛生所	令和元年6月27日～令和元年6月28日
筑後川水系農地開発事務所	令和元年6月25日～令和元年6月27日
水産海洋技術センター	令和元年6月18日～令和元年6月20日
水産海洋技術センター有明海研究所	令和元年6月11日～令和元年6月12日
水産海洋技術センター豊前海研究所	令和元年5月28日～令和元年5月29日
水産海洋技術センター内水面研究所	令和元年6月13日～令和元年6月14日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 工事

設計積算及び施工等の状況

(8) 補助事業

補助事業の執行状況

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
水産海洋技術センター	契 約	1	500万円以上の海藻生産施設建築工事契約において、契約保証金（これに代わる担保を含む）を納付させなければならぬところ、工事履行証明書をもって契約保証金を免除していた。

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
農林水産部	支 出	1	コンピュータソフトウェアの使用に当たって、ライセンスキー等の入力が必要なものについては、14節(使用料及び賃借料)で支出すべきであったところ、18節(備品購入費)で支出していた。
		1	コンピュータソフトウェアの使用に当たって、ライセンスキー等の入力が必要なものについては、14節(使用料及び賃借料)で支出すべきであったところ、11節03(その他需用費)で支出していた。
計			2 件

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年11月22日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	行	正	晴	實
同	岩	崎		勇
同	長		裕	海

監査対象機関名	監査実施日
医療指導課 薬務保険課 医療者地域包括ケア推進課 介護保険課	
福祉労働部 (9課) 福祉総務課 子育て支援課 児童がい家庭課 障がいがい福祉課 保護・労働政策課 労働局新雇用開発課 労働局職業能力開発課 労働局・同和对策局調整課	令和元年7月22日～令和元年7月26日
環境部 (6課) 環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 廃棄物対策課 監視環境課 自然環境課	令和元年7月30日～令和元年8月1日
工商部 (9課) 中小企業振興課 中小企業支援課 中小企業技術振興課 新産業振興課 工業保立課 企業観光課 観光観光課 観光観光課	令和元年7月30日～令和元年8月2日
農林水産部 (14課) 農林水産政策課 農山村振興課 食の安全・地産地消課 団体の促進課 輸出の促進課 福岡の食振興課 園芸振興課 水田営農技術課 畜産振興課 農林産物整備課 森林振興課 水産局管理課 水産局振興課	令和元年8月1日～令和元年8月6日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役員費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況、監査対象期間中に変更のあったものについて、固定資産台帳への登録状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算、施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

1 財務に関する事務

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
福祉労働部 福祉総務課	収 入	1	福岡県総合福祉センター行政財産使用許可に係る庁舎等維持負担金について、指定管理者から管理経費の額の報告を受けた後、速やかに調定すべきところ、遅延していた。
人づくり ・県民生活部 スポーツ振興課	支 出	1	車椅子の修理代として支出したその他需用費について、消費税が非課税となるところ、消費税及び地方消費税相当額を加算して支払い、支給過大となっていた。

人づくり ・県民生活部 生活安全課	支出	1	福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザーに対する報償費について、業務の履行確認後速やかに支払うべきところ、著しく支払が遅延しているものが多数あった。
保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	支出	1	資金前渡により支払われたその他需用費（資料代）について、精算書により精算すべきところ、これを行っていないかった。
環境部 環境保全課	支出	1	資金前渡により支払われた通信運搬費（賞品運搬料）について、その支払を終了した日の翌日から起算して5日以内に精算すべきところ、その期限までに精算を行っていないかった。
福祉労働部 福祉総務課	財産	1	福岡県総合福祉センターの指定管理者に貸与している備品について、現物の確認、備品シールの貼付を行わないなど、その管理が適正になされていないかった。
計			6 件

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
企画・地域振興部	収入	1	政治資金収支報告書の複写代金として収納した現金について、遅滞なく金融機関に払い込むべきところ、遅延していた。
環境部	収入	1	雑入（行政代執行費用返還金）の収入未済額が、前年度に比べて1,571,218,182円増加している。
建築都市部	収入	1	住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて6,074,238円増加している。
教育庁 教育振興部	収入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて32,472,374円減少しているが、依然として多額である。
県土整備部	支出	1	資金前渡により支払われた食糧費（協議・懇談会費）について、その支払を終了した日の翌日から起算して5日以内に精算すべきところ、その期限までに精算を行っていないかった。
計			5 件

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等13機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年11月22日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三
同 行 正 晴 實
同 岩 崎 勇
同 長 裕 海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関 13 機関

(2) 監査対象期間：平成 30 年度

(3) 監査実施期間：令和元年5月21日～令和元年6月28日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和元年6月11日～令和元年6月14日
久留米県土整備事務所	令和元年6月25日～令和元年6月27日
南筑後県土整備事務所	令和元年6月4日～令和元年6月7日
直方県土整備事務所	令和元年5月28日～令和元年5月30日
京築県土整備事務所	令和元年5月21日～令和元年5月23日
朝倉県土整備事務所	令和元年6月25日～令和元年6月28日
八女県土整備事務所	令和元年5月21日～令和元年5月23日
北九州県土整備事務所	令和元年5月28日～令和元年5月31日
田川県土整備事務所	令和元年6月11日～令和元年6月13日
飯塚県土整備事務所	令和元年6月18日～令和元年6月20日
那珂県土整備事務所	令和元年6月18日～令和元年6月20日
苅田港務所	令和元年6月4日～令和元年6月5日
流域下水道事務所	令和元年6月6日～令和元年6月7日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性、有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

- (1) 収入
使用料及び手数料、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- (2) 支出
報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- (3) 人件費
報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給の状況、特殊勤務手当の支給の状況
- (4) 契約
契約締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

- (6) 物品
取得、管理及び処分の状況
- (7) 工事
設計積算及び施工等の状況
- (8) 用地
設計積算及び履行確認検査等の状況

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
苅田港務所	収入	1	平成 30 年及び平成 31 年の 3 月分の苅田港湾施設使用料及び苅田港埠頭施設使用料は、それぞれ 3 月に調定しなければならなかったが、4 月に遅れて調定していたため、収入の会計年度を誤っていた。
計			1 件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	支出	1	資金前渡により支払われた負担金（講習会受講料）は、旅行完了日の翌日から起算して 5 日以内に精算しなければならなかったが、その期限内までに精算を行っていなかった。
	財産	1	揚水機、OA チェア及び格納箱の 3 点の備品については、所在が不明となっており、その管理及び処分が適正に行われていなかった。
計			2 件

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査をアジア文化交流センター等45機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年11月22日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三
同 行 正 晴 實
同 岩 崎 勇
同 長 裕 海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関45機関
- (2) 監査対象期間：平成30年11月1日、平成30年12月1日、平成31年1月1日又は平成31年2月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：令和元年5月21日から令和元年8月20日まで

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
県人 民づ く 活 り 部	アジア文化交流センター	平成31年1月1日から 令和元年7月3日まで	令和元年7月3日
	消費生活センター	平成31年2月1日から 令和元年8月2日まで	令和元年8月2日
	筑紫保健福祉環境事務所	平成30年11月1日から 令和元年5月22日まで	令和元年5月22日
	糸島保健福祉事務所	平成30年11月1日から 令和元年5月23日まで	令和元年5月23日
	京築保健福祉環境事務所	平成31年1月1日から 令和元年7月16日まで	令和元年7月16日
	障がい者更生相談所	平成30年12月1日から 令和元年6月4日まで	令和元年6月4日
	粕屋新光園	平成31年1月1日から 令和元年7月23日まで	令和元年7月23日
	福岡労働者支援事務所	平成31年1月1日から 令和元年7月2日まで	令和元年7月2日
	戸畑高等技術専門学校	平成31年1月1日から 令和元年7月5日まで	令和元年7月5日
	小竹高等技術専門学校	平成30年12月1日から 令和元年6月6日まで	令和元年6月6日
	南筑後教育事務所	平成31年1月1日から 令和元年7月25日まで	令和元年7月25日
	教育センター	平成30年12月1日から 令和元年6月19日まで	令和元年6月19日
	体育研究所	平成30年12月1日から 令和元年6月20日まで	令和元年6月20日
教育委員会	英彦山青年の家	平成30年12月1日から 令和元年6月18日まで	令和元年6月18日
	築上西高等学校	平成31年1月1日から 令和元年7月12日まで	令和元年7月12日
	小倉南高等学校	平成31年2月1日から 令和元年8月20日まで	令和元年8月20日
	小倉高等学校	平成30年11月1日から 令和元年5月31日まで	令和元年5月31日
	小倉工業高等学校	平成30年12月1日から 令和元年6月3日まで	令和元年6月3日
	北九州高等学校	平成31年1月1日から 令和元年7月26日まで	令和元年7月26日
	ひびき高等学校	平成30年12月1日から 令和元年6月14日まで	令和元年6月14日
	戸畑工業高等学校	平成30年12月1日から 令和元年6月11日まで	令和元年6月11日
	八幡工業高等学校	平成31年1月1日から 令和元年7月4日まで	令和元年7月4日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
東 筑 高 等 学 校	平成31年1月1日から 令和元年7月17日まで	令和元年7月17日
中 間 高 等 学 校	平成30年11月1日から 令和元年5月28日まで	令和元年5月28日
香 椎 工 業 高 等 学 校	平成30年12月1日から 令和元年6月5日まで	令和元年6月5日
博 多 青 松 高 等 学 校	平成31年2月1日から 令和元年8月8日まで	令和元年8月8日
筑 柴 丘 高 等 学 校	平成30年12月1日から 令和元年6月12日まで	令和元年6月12日
早 良 高 等 学 校	平成30年11月1日から 令和元年5月21日まで	令和元年5月21日
春 日 高 等 学 校	平成30年11月1日から 令和元年5月29日まで	令和元年5月29日
太 宰 府 高 等 学 校	平成31年1月1日から 令和元年7月10日まで	令和元年7月10日
明 善 高 等 学 校	平成31年1月1日から 令和元年7月18日まで	令和元年7月18日
大 牟 田 北 高 等 学 校	平成30年12月1日から 令和元年6月13日まで	令和元年6月13日
八 女 高 等 学 校	平成30年12月1日から 令和元年6月21日まで	令和元年6月21日
八 女 工 業 高 等 学 校	平成31年1月1日から 令和元年7月19日まで	令和元年7月19日
浮 羽 工 業 高 等 学 校	平成31年1月1日から 令和元年7月31日まで	令和元年7月31日
嘉 穂 高 等 学 校	平成31年2月1日から 令和元年8月7日まで	令和元年8月7日
嘉 穂 東 高 等 学 校	平成30年11月1日から 令和元年5月30日まで	令和元年5月30日
嘉 穂 総 合 高 等 学 校	平成31年2月1日から 令和元年8月9日まで	令和元年8月9日
筑 豊 高 等 学 校	平成30年11月1日から 令和元年5月24日まで	令和元年5月24日
古 賀 特 別 支 援 学 校	平成31年1月1日から 令和元年7月11日まで	令和元年7月11日
福 岡 特 別 支 援 学 校	平成31年1月1日から 令和元年7月24日まで	令和元年7月24日
福 岡 聴 覚 特 別 支 援 学 校	平成31年1月1日から 令和元年7月30日まで	令和元年7月30日
田 主 丸 特 別 支 援 学 校	平成31年2月1日から 令和元年8月1日まで	令和元年8月1日
川 崎 特 別 支 援 学 校	平成31年1月1日から 令和元年7月9日まで	令和元年7月9日
嘉 穂 高 等 学 校 附 属 中 学 校	平成31年2月1日から 令和元年8月7日まで	令和元年8月7日

教育委員会

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談による任用事実等の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
人づくり・ 県民生活部	支出	1	緊急用前渡資金について、繰越額を現金と照合せずに繰越承認をしていたため、前渡資金差引簿と現金が一致せず、適正な管理がなされていなかった。
	財産	1	郵便切手について、所属長の承認を得ずに切手の払出しを行っていたこと、郵便切手等出納整理簿の年度末集計を行っていないこともあり、平成30年度末繰越数と現物が一致せず、適正な管理がなされていなかった。
教育委員会		1	校舎警備のためのセキュリティカードについて、配付一覧表と実際の配付先が一致していないことと、加えて、所在不明のカードもあり、適正な管理がなされていなかった。
計			3件

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書きの規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第412号の3

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、県税（証紙徴収の方法による納付、条例第56条の規定による自動車税（環境性能割）の申告納付及び条例第57条の10の規定による自動車税（種別割）の徴収に係るものを除く。）に関する法令に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）がある者に係るもので、納期限等が令和元年10月12日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

令和元年11月14日

福岡県知事 小 川 洋

県 名	指 定 地 域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井

長野県

二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内
千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により提示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第422号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	直 方 北九州 線 自転車道	前	直方市溝堀一丁目4677番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先まで	4.0 ～ 4.0	7,680.0
			後	直方市溝堀一丁目4677番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先まで	4.0 ～ 4.0	7,680.0
			後	直方市溝堀一丁目4677番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先まで	4.0 ～ 4.0	7,704.5

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により提示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第422号の3

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
直方	直方北九州線 自転車道	直方市大字直方1100番4先から 鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先まで	令和元年11月17日

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により提示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第422号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方北九州線 自転車道	直方市日吉町51番2先から 鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先まで

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により提示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第422号の5

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	直方北九州線 自転車道	前	鞍手郡鞍手町大字小牧 293番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧 291番1先まで	4.0 ～ 9.4	96.0
			後	鞍手郡鞍手町大字小牧 293番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧 291番1先まで	4.0 ～ 9.4	96.0
			後	鞍手郡鞍手町大字小牧 304番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧 291番1先まで	4.5 ～ 5.6	131.3

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により提示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第422号の6

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
北九州	直方 北九州線 自転車道	鞍手郡鞍手町大字小牧293番1先から 中間市大字下大隈1141番2先まで	令和元年11月17日
		鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧291番1先まで	

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により提示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第422号の7

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直方 北九州線 自転車道	鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧291番1先まで

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により提示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第422号の8

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直方 北九州線 自転車道	鞍手郡鞍手町大字小牧293番1先から 中間市大字下大隈1141番2先まで